

パリ北部における少年保護：現場と担い手

赤 池 一 将*

大 貝 葵*

井 上 宜 裕*

ハラス・ドリス*

はじめに

1. 1997年の14歳少年による衝撃的な神戸連続児童殺傷事件以降、その翌年から2000年までのわずかの期間に、栃木女性教師刺殺事件、山口母子殺害事件、豊川市主婦刺殺事件、岡山金属バット母親殺害事件、西鉄バスジャック事件と、少年によるセンセーショナルな事件が不幸にも連続した。個々の事件の異常性や残虐性をメディアが繰り返し報じるなかで、少年犯罪の増加、凶悪化、低年齢化等、多くは事実と合致しない言説が醸成され、そのなかで少年犯罪に対する司法による対応の「甘さ」が問題化された。そこでは、少年法の厳罰化と手続の刑事司法化を求める世論が形成され、2000年には、刑事責任年齢を16歳から14歳に引き下げるとともに、殺人等の重大事件を原則的に検察官送致の対象に含めるなど、少年に対する刑罰適用の可能性を拡げる少年法の「改正」がもたらされた。少年の刑事責任

* あかいけかずまさ 龍谷大学名誉教授

* おおがいのあい 神戸学院大学教授

* いのうえたかひろ 九州大学大学院教授

* はらすどりす 立命館大学講師

のあり方が問い返されることによって、戦後はじめて少年法の骨格をなす保護主義に譲歩が迫られた。

重大犯罪に対しては、少年を保護するよりも年齢に関係なく少年の責任を問う、こうした政策志向は、保護主義の観点から、少年審判を非公開とした上で被害者や遺族から審判を傍聴し、情報を取得し、意見陳述を行う機会をすべて排除してきたこれまでの少年司法のあり方に激しい批判を浴びせるものとなった。そこでは、少年事件における被害者の「権利」が強く意識され、審判の透明性やその手続の適正性に大きな疑問が向けられた。2007年と2008年の二度の「改正」を通じて、一定の重大事件において、被害者や遺族は、家裁の許可をえて審判を傍聴し（22条の4）、家裁から審判の状況を聞き（22条の6）、家裁に対して意見を陳述する（9条の2）など、審判手続の一部に当事者として参加することが可能となった。被害者の権利が意識されるにつれて、ここでも少年法の保護主義は後退を迫られたといえる。

また、民法の成人年齢が2022年に20歳から18歳への引き下げられることを念頭に、少年法の対象年齢のあり方が法制審において検討された。そこでは、これまで同様に少年法の対象である「少年」の年齢を20歳未満とすることが適当であるとの確認がなされたが（2条1項）、他方で、民法で成人として扱われる18歳および19歳の少年について、これを少年法において「特定少年」として規定し、これを「特例」（5章）対象とする「改正」が2021年に行われた。「特定少年」に対しては、例えば、検察官への原則送致の対象となる事件を拡大させ（62条）、他方で、虞犯の適用を除外し（65条1項）、保護処分決定に際しても「犯情の軽重」を考慮する（64条）とし、また、公訴提起後の実名報道を可能とするなどの対応がとられている（68条）。「特定少年」には、これまでの保護主義を制限しつつ、責任主義・刑罰主義の導入を図る意図が明白に認められる。

2. さて、フランスに目を転じるとき、この2021年という年は、奇しくも戦後フランス少年法制の土台を成してきた1945年2月2日の「少年非行に関するオルドナンス」に代わり、新たに「少年刑事司法法典」が施行された年に他ならない。周知のとおり、1945年オルドナンスは、教育的措置優先原則、専門的裁判の原則、保護的手続の原則、刑罰の例外性原則、刑罰軽減原則等、処罰から教育へという少年法制の基本的な諸原則を明確に打ち出し、戦後世界の少年法制の範として評価されてきた。それらの原則は、施設収容を回避するためのダイバーションの指向を謳う「北京ルールズ」(1985年)、少年を処罰対象としてではなく支援の対象として捉える視点を徹底させる「リヤド・ガイドライン」(1990年)、そして、子どもの最善の利益を指針の中核に位置付ける「子どもの権利条約」(1989年)等の国際準則のうちに埋め込められて引き継がれてきた。

しかし、フランスにおいても、少年法の基本原則はまったく手を加えられることなく今日に至っているわけではない。近年、少年司法を少年係裁判官とエデュカトゥール（教育師）という専門家に委ねるべき領域と捉える場面は狭まり、犯罪少年に対する手続は成人のそれに近づいてもいる。裁判所が犯罪を繰り返す少年を迅速に裁くことによって、少年に刑罰を科しえないことによる無力感を打ち消すことが求められてきた。そこでは、少年を加害者として捉えるべきか、それとも、被害者として捉えるべきかが繰り返し問い返され、ある時は少年に対する収監を回避するための方策が、また、別の時には少年非行の増加を阻止すべき方策が、それぞれ焦眉の課題だとして掲げられてきた。

ここでは、犯罪少年に対する最近の施設収容政策の変遷を例に、2021年の少年刑事司法法典が誕生する文脈を簡単に振り返っておきたい。

3. 1999年に、短期間で規律ある生活習慣を与え、1945年オルドナンスの教育主義を基礎に、外出をある程度は認めるなど寛容な対応を維持する

あくまで開放型の「強化型教育センター(CER)」が設立されている。しかし、その3年後の2002年には、9月9日の「司法のための指針および計画に関する法律」(LOPJ法)によって、再犯リスクの高い少年の矯正を念頭に、外出を厳しく制限して規則違反があれば刑事施設への収監を行う半拘禁型の「閉鎖型教育センター(CEF)」を設立し、同時に、収監される少年の増加を見込んで、それまで成人用刑事施設の少年区画で実施されてきた少年の収監を補填すべく、完全拘禁型の少年刑事施設(EPM)が新設されている。

周知のとおり、このLOPJ法をめぐっては、この法律の示す厳罰化が、少年司法の場で先の教育的措置優先原則等、1945年オールドナンスの示した諸原則に抵触しないかが問われた。憲法院は、2002年の決定において、オールドナンスを含む過去の立法の継続を重視して、未成年者に対する刑事責任の軽減、年齢や人格に応じた特別な手続、教育的措置の優先の各原則には、単なる法律以上の歴史的・法的重要性が認められるとして、これらを「共和国の法律によって承認された基本原則」すなわち、準憲法的な原則(PFRLR)として認めた¹。それゆえ、少年に刑事法を用いた対応を求める際には、これらの原則に依拠して成人と異なる対応が求められることになる。つまり、少年司法の中心は教育的措置であるものの、少年に対して刑罰を全面禁止する必要はなく、これらの原則を踏まえた対応であれば、必要に応じて制裁や拘禁を科すことも可能だと修正された。

それゆえ、厳罰主義を基礎とする拘禁指向の強いCEFやEPMも、その存在をそのまま否定されることはなかった。EPMは完全型の拘禁施設であるが、10人前後の未成年者による小規模な「生活ユニット」ごとに刑務官と教育職員を各1名配置し、家庭的環境のなかで教科教育、職業訓練、スポーツ、心理支援等による密度の高い日課を実施するために、つまり、

1 Décision n° 2002-461 DC du 29 août 2002.

教育主義の要請を満たすべく整備された。閉鎖型の拘禁施設である点を除けば、EPMは成人用刑事施設とは似ても似つかぬものである。

少年司法のためのPERLRとして準憲法ブロックを構成する諸原則の要請は、EPMを構想する過程で、少年司法と成人司法の間の、あるいは、教育主義と厳罰主義との間の壁を、相互に超えうるとの認識をもたらしたともいえる。そして、教育主義が取り入れられたとはいえ、EPMが観念的には厳罰主義を担う少年拘禁施設として構想された以上、CEFは、CERで展開される教育主義からEPMへの移行の、その中間点に位置づけられ、その意味を問われることになる。

当時の司法大臣の名を冠した2004年3月9日の「ペルバン第Ⅱ法」(Loi Perben II)と称される「犯罪の進化への司法の適応に関する法律」において厳罰傾向は増大され、CEFでの収容を可能とする少年事件の対象も拡大されている。そして、その実効性を担保するために、CEFで規則違反を行えば、EPMないし拘置所や刑務所といった成人用施設内少年区での収監に直結するとの修正が加えられることになる。ここでCEFは、CERと拘禁施設との中間点ではなく、むしろ拘禁施設の入口として意識されている。

他方で、その「ペルバン第Ⅱ法」は、同時に、EPMでの教育主義に配慮したエデュカトゥールの配備とのバランスをとるために、拘置所等の成人刑事施設内の少年区に司法省少年保護局(PJJ)所属のエデュカトゥールの常駐を定め、拘禁施設に一定の教育主義を導入している。この変化を裏打ちするように、2010年2月2日の「少年保護局の指針に関する通達」では、PJJの使命が犯罪少年に対する教育的支援にあることが改めて確認される。2007年3月5日の「犯罪予防法」は、PJJに地域ネットワークを組み込んだ予防的早期介入のためのリスク管理を求めたが²、3年前の方針を修正して、通達は、PJJが教育機関として裁判所と連携し、もっとも

2 Loi n° 2007-297 du 5 mars 2007 relative à la prévention de la délinquance.

処遇困難な少年に教育を提供する任務に復帰することを求めた³。

4. このように少年収容施設をめぐるCERの設立以降の政策展開を追うだけでも、少年司法の改革が教育主義と厳罰主義との間を行き来する間に、具体的な個々の政策が、どちらの要請を示すものであるかが局面ごとに異なり不明瞭になっていることに気づく。厳罰化の主張によって、保護主義を体現するエデュカトゥールの増員がもたらされるメカニズムとその背景事情を知る必要がある。憲法院は、少年を成人と同じように処罰してはならないという原則を憲法レベルでの要請と位置づけたが、その諸原則に関わる教育主義と厳罰主義から提案される具体的政策は、その原則に沿って修正を繰り返すなかで当初の目的を超えた効果をもたらし、当の原則自体への理解をも次第に修正させるものになってきた。そして、その度に、1945年オールドナンスの条文にも修正が加えられてきた。第二次世界大戦終了時のオールドナンスの公布後、2021年の少年刑事司法法典の登場までの間に行われた改正数は40回に達するという。

そうした修正の結果、1945年オールドナンスは、裁判を受ける少年だけでなく、その実務に携わる法律家の目にとってさえ、判読不能で矛盾に満ちたものに映っていたといえる。手続は長期化し、裁判に要する時間は平均して18ヶ月を要し、判決で決定された措置が実際に開始されるまでも平均して20日を要していた。それゆえ、被害者に満足は与えられず、少年に司法が予定した教育的効果を期待することも難しい状況が生まれていた。

また、裁判原則との関係においても、憲法院は、2011年の憲法適合性審査決定において、少年係裁判官が教育的・保護的措置の執行を審判に続けて担当すること自体は合憲であるが、その裁判官が「有罪方向の心証形成」に深く関与した後に、刑罰を科す裁判体を主宰することは、客観的公

3 Circulaire d'orientation du 2 février 2010 relative à l'action d'éducation dans le cadre pénal.

平性を害するとの判断を示した⁴。つまり、捜査・事実調査的役割を果たし、自ら少年を裁判所に送致した裁判官が、その後、刑罰を科しうる裁判体を主宰することは憲法前文の保障する「公正な裁判所」に反するという判断である。そうであれば、少年係裁判官が専門裁判機関としての関与の有効性を保持しつつ、少年に適用可能な刑事手続にいかに関与するかが、今回の見直しにおいて検討されるべきものとなる。

少年に対する刑事司法については、刑事訴訟法典中に相当数存在する少年刑事司法特有の規定のほか、関連規則やデクレとともに独立させ、一つの少年刑事司法法典として、実用的にアクセスできる形で整理すべきことが要請されてきた。政府は、これらの事情を踏まえて、現存する法が成果を発揮し、現に機能している点は維持しつつも、少年に適用されうる刑事手続を抜本的に修正して、一つの法典に統合、整理する作業を行なった。それが、2021年9月に施行された少年刑事司法法典（CJPM）である⁵。そして、その特徴として、犯罪少年に適用される刑事手続の簡素化、少年裁判の迅速化を図るための少年係裁判官への権限付与のあり方、宣告前の適切かつ有効な観察措置の実施、そして、被害者への配慮の改善が掲げられた。

5. CJPMは、概ね1945年オルドナンスが掲げる基本原則を踏襲しているが、今回の改正において何より関心を集めたのは、上述の2011年の憲法院の裁定への対応であった。すなわち、少年審判を担当する裁判官が、同

4 Décision n° 2011-147 QPC du 8 juillet 2011

5 少年刑事司法法典の日本語訳については、フランス刑事立法研究会「フランス少年刑事司法法典：2019年9月11日のオルドナンス第2019-950号（一）」法制研究86巻4号（2020年）57-75頁、「同（二）」法政研究87巻1号（2020年）37-56頁、「同（三）」法政研究87巻4号（2021年）25-44頁、「同（四）」法政研究88巻1号（2021年）13-29頁、「同（五・完）」法政研究88巻2号（2021年）113-125頁、大貝葵「（資料）フランス少年刑事司法法典」金沢法学64巻2号（2022年）299-322頁参照。

じ少年の事件で捜査・起訴段階や審判前段階の手続にも関与していた場合、その後の審理において裁判官の「独立性・公平性」が損なわれるのではないかとの疑念に対して、CJPMがどのような解決を与えたかである。言及するまでもなく、同一の少年係裁判官が、いわば予審段階から審判段階へと継続的に関与し、教育的対応を行う構成こそ、1945年オールドナンスが描いた少年司法における教育主義の要請であり、フランス少年法制の特色をなしてきたからである。

この点で、CJPMは、手続を有罪か否かの審理（有責性審理）と処分を決定する審理（制裁審理）に分け、この二つの審理の間に教育的試験観察の制度を設ける構成をとった。検察官による訴追代替措置の実施を別にすれば、まず、少年のための裁判機関に事件が送られる場合、送致決定から10日以上3ヶ月以内に有罪性審理を行うが、検察官から裁判所に事件が系属するタイミングで、裁判官は、少年の有罪・無罪を判断し、教育的試験観察、一時的な司法教育措置（施設収容、ケア、デイケアなど）、司法教育監督措置等のほか、司法監督や自宅待機等の保安措置の検討と決定を行うことができる（CJPM L.521-7からL.521-12）。

教育的試験観察は6ヶ月から9ヶ月の期間実施され、少年係裁判官は、当該観察を新たな事案に拡大させたり、措置の変更や新たな措置を命じたり、あるいは、早期に終了させることができる（CJPM L.521-13からL.521-23）。その後、有責性審理においては、審理終了までの間も、一時的教育的措置を継続することができる。したがって、事件の系属から教育的試験観察終了（制裁審理の開始）まで、切れ目なく少年に対するケアを行う精度設計が行われている。

その後の制裁審理では、少年係裁判官または少年裁判所が、有責性審理から6～9ヶ月以内に、裁判所は事案に応じて一時的教育的措置の免除、教育的成果の認定、教育措置、または、刑罰の判決を言い渡すことになるが⁶、注目すべきは、こうした制度設計はきわめて日本での試験観察制度

に類似しているという点である。

6. フランスでの時代を画する少年法改革において、この教育的試験観察の構想は、いわば改革の基軸に置かれているものと評価することができる。一方、同じく厳罰主義に対抗して構想された同じ年の日本での少年法改革をみると、周知のとおり、特定少年および17歳の少年に対する試験観察の実施は今後は行われにくくなることも想像される。その相違は、上に概観したように、法制度の組み方の違いではない。それは、むしろ、条文に表れない両国における少年保護の担い手とその活動の相違にあるように思われる。日本との比較を行うためにフランスで、厳罰主義との折り合いを探る少年保護の現場をCJPMによる変化を踏まえて調査する所以である。

以上の関心から、今回は、①司法省少年保護局パリ地方局および関連施設、②シャトー・ドー社会な処遇ユニット、③サロモン・ドゥ・カユ集団居住教育ユニット、④サヴィニー少年司法保護局複合施設、⑤地域圏社会復帰支援関連施設の調査を実施した。

(赤池一将)

① Paris地域局 (2025年8月25日)

Paris地域局で、局長のMEIGNAN氏、託置の政策を担当するRUELLAND氏およびCOUEDOR氏とともに、今回の訪問をすべてコーディネートして下さった社会内処遇担当機関 (Services territoriaux éducatifs de milieu ouvert. 以下STEMOとする) 長のPRÉVOST氏も同席の上、パリでの少年司法保護局 (Protection Judiciaire de la Jeunesse. 以下、PJJとする) の活動についてお話をうかがった。今回の訪問の目的は、社会内

6 Ministère de la justice, Guide de la justice des mineurs, 2021, p.55.

処遇と施設内処遇（拘禁を含む）との連携や接合について、PJJの取組みを参照することであった。

まず、PJJでの活動の基本は、社会内処遇であり、少年の92%が社会内処遇の対象となることが示された。PJJがかかわった少年の65%は成人後の再犯が見られないという特徴がある。さらに、PJJがかかわる少年で非行が1回きりで終了する少年は85%であるとのことであった⁷。もちろんこの中にはPlacement（託置）前後に社会内処遇を受ける少年や、社会内処遇に遵守義務が付加される少年なども含まれる。PJJでは、社会内処遇が社会復帰までの道を保証するととらえられている。

託置について

そのような理念のもとで、託置はどのように位置づけられているのか。まず、PJJでの託置を請け負う公的施設として、開放施設（Foyer）、強化型教育センター（Centre Éducatif Renforcé：以下CERとする）、および、閉鎖型教育センター（Centres Éducatifs Fermés：以下CEFとする）の3つがある。

Foyerは、伝統的な開放型の居住施設であり、少年たちは、ここから学校やアクティビティーに通ったりもする。パリでの滞在では、パリにある唯一の国立のFoyerも訪問した。詳細は井上報告にゆずる。CERは、現在の環境を変える必要のある少年が入る。施設自体は、開放型であると言えるが、枠組みのある生活を半年間送ることが想定されている。CEFは、拘禁代替施設として利用される自由の制限の伴う施設である。閉鎖型施設ではあるが、Harrass報告で後述するように、日本の少年院とはかなり印象の異なる施設である。いずれの施設も、PJJが管轄しており、教育的措

7 詳しい統計については、司法省統計11.7を参照。<https://www.justice.gouv.fr/documentation/etudes-et-statistiques/references-statistiques-justice-2025>。法定されている再犯は4.4%、犯罪を繰り返した少年は15.5%とされている。

置を実施する機関として位置付けられている。本人の同意のもと、措置の継続として18歳以上21歳未満の若年成人も利用できる。ただし、これらの若年成人に対しては、託置の使用はむづかしくなる。その理由として、第一に、託置のための施設が18歳未満の少年にむけて作られたものであるということがある。第二に、18歳以上は、親の養育義務から外れ、自律する年齢と考えられているからである。しかし、18歳で自律していくことはとてもむづかしく、例えば、家に戻せず、受入れ施設もないとなると、刑罰修正の可能性が低くなるなどの問題が生じてしまうと指摘された。

フランスでは、上記託置のための施設とは別に、拘禁刑を執行する少年のための行刑施設（Établissements pénitentiaires spécialisés pour mineurs：以下EPMする）⁸と行刑施設の中の少年特別区画（Quartier pour Mineurs：以下QMする）の2つ⁹がある。これらの施設はあくまでも刑罰執行施設である。ただし、各施設には、エデュカトゥールが配置されており、刑務官と協働でアクティビティーを実施することもある。しかし、QMについては、基本的には刑務官が管理運営の主であり、エデュカトゥールは、外部から入っているに過ぎないという立場で働いている。いずれの施設においても、行刑施設であるがゆえに、エデュカトゥールが教育効果を狙ったアクティビティーを提案しても、保安上の理由により、刑務官がそれを許可しない場合もあるなど、エデュカトゥールの意向に沿わない状況が生じていることもある。この点、PJJが管轄する託置のための施設とは性質を異にしている様子が伝えられた。

8 <https://www.justice.gouv.fr/annuaire/etablissements-services-penitentiaires-mineurs/etablissements-penitentiaires-specialises-mineurs-epm>

9 少年刑事司法法典（Code de la Justice Pénales des Mineurs：以下CJPMとする）第L.124-1条（以下では条文番号のみを表記する）では、少年の拘禁を行う施設として、行刑施設内の少年特別区画、メゾンダレの中にある少年のための特別ユニット、少年のための特別刑務所の3つが指定されている。前者2つを併せてQMとされる。

これらの施設と外部とをつなぐのがSTEMOである。STEMOは、基本的に居住地のあるSTEMOが少年を管轄する。別の地域の施設に入っている少年も、居住地のSTEMOが管轄することで、社会内処遇を貫徹することができ、家族との関係を維持することが可能となるといったメリットがあるのがその理由である。

PJJの作成する書類や記録について

また、PJJ全体やエデュカトゥールの様子についても聞くことができた。エデュカトゥールも、世代や研修、専門性に違いがあり、考え方や処遇も異なってくる。最近では、法律の分野からエデュカトゥールになる人も多く、処遇の違いが生じているとのことである。PJJの人員自体は、あまり増えていないとの話も聞くことができた。また、現在は、書類作成の業務が増えている。少年の個別書類（Document individuel de prise en charge : DIPC）は、一時的措置が審判で決定された段階で、冊子が作られ、その後、処遇が進むにつれて情報が書きこまれていく。口頭で伝えていくというよりは、書類を作ることで情報共有を図っている。この個別書類は、少年、家族、その後かわる教育施設などが閲覧できる一方で、裁判官には渡されない。他方で、少年の単一書類（Dossier Unique）は、裁判官が作成する情報媒体であり、PJJは作成には関与しない。もちろん、裁判所に設置されているPJJの機関（Services éducatifs auprès du tribunal : 以下 SEAT¹⁰ とする）が社会—教育的情報の収集書類（Recueil de Renseignements Socio-Éducatifs : RRSE）を作成する際には、裁判官から情報提供の一環として開示される場合もある。そのほか、少年の情報が

10 SEAT(第D.241-17条)とは、裁判所に常設されているPJJの機関である。裁判所が受理した少年事件について、まず、少年に関する調査とその書類の作成を行う。そのほかにも、拘禁代替のための受け入れ先を探し、処遇の提案などを裁判官に行う（第D.241-19条）。

一括管理されているPARCOURSというアプリケーションもある。PARCOURSには、情報が適宜書きこまれていき、少年の保護の履歴などを追うことができ、PJJの職員もアクセスすることができる。ただし、PARCOURSへのアクセス権限については、法令¹¹で定められた範囲と期限でのみ認められる。例えば、SEATは、RRES作成段階や少年の未決勾留を避けるための施設を探すべく、PARCOURSにアクセスできる。少年を受け入れている/受け入れたことがある施設がPARCOURSにより明らかになれば、未決勾留の代替として裁判官に提案可能となる。その後、審理開始後に裁判官により一時的措置が決定された場合には、一時的措置の実施を請け負うSTEMOにも、PARCOURSへのアクセス権限がひらかれる。PARCOURSの性質は、情報が最初から最後まで追えるところにあるとのことであった。PARCOURSの情報は21歳までで終了され、成人になった段階で成人の保護観察を担うSPIPへと情報提供が行われる場合もあるが、必要に応じて行われており、自動的に行われるわけではないとのことであった。

このような情報の収集方法を構築しつつ、社会内処遇、託置、それに続く社会内処遇という形で、大きな1つの社会内処遇として処遇が完結していくというイメージであると語られた。託置の間には、社会内処遇へ移行するための情報が収集され、家族関係が調整され、帰住先も調整される。社会内処遇の一部として、託置がとらえられているとの印象をもった。

(大貝 葵)

② Château d'Eau 社会内処遇ユニット (Unité éducative de milieu ouvert : UEMO) (8月26日)

11 Arrêté du 7 avril 2021 portant création d'un traitement automatisé de données à caractère personnel dénommé « PARCOURS », JORF n° 0086 du 11 avril 2021, p.131.

2日目の午前には、Château d'Eauの社会内処遇ユニット（Unités éducatives de milieu ouvert : UEMO）を訪問した。このユニットは、今回すべての施設のアテンドをしてくださったPRÉVOST氏が長を務める、パリ北部を管轄するSTEMOを構成するユニットの一つである。STEMOはPJJの社会内処遇を担当する機関であり、訪問したUEMOはパリ地域局が管轄するSTEMOの下部組織にあたるユニットである¹²。訪問時には、PRÉVOST氏をはじめ、3名のエデュカトゥールと1名の心理士、1名の事務員、および、パリ北部STEMOのもう一つのユニットであるPorte de Lilaのユニット長も参加し、話を聞くことができた。

ここでは、託置がどのような場合に、どのような基準で利用されているのか、また、託置と社会内処遇との接続のあり方について話を聞いた。

託置の概要とUEMOの役割

まず、託置が言い渡される段階として2つある。一つ目は、検察官による召喚（Deferment）の場合である¹³。検察官が、有罪審理の開始および決定を待つ間に、少年に対する一時的教育的措置として託置を少年係判事に請求するか、又は、未決勾留を自由と拘禁判事に請求する場合には、Deferementの手続きとして、少年は検察官の面前に召喚される。この際に、SEATがPARCOURSなどを利用しながら、少年の託置場所を提案する。また、未決勾留が請求されている場合にも、代替措置としての託置の場所がSEATから提案される。少年が再非行少年でSTEMOが担当したことがある場合には、STEMOにも問い合わせがくる。

12 STEMOは2つのユニットから構成されることが、第D.241-25条により定められている。それぞれのユニットが、事務所を持っており、ユニット長や複数のエデュカトゥール、心理士、事務職員などから構成される。

13 少年事件の場合、検察官による起訴が行われたのち、Deferementを経ないで事案が裁判所に直接係属されるConvocationという手続きもある。（第L.423-6条、第L.423-7条）

二つ目は、終局的な教育的措置の段階で、託置が利用される場合である。終局的措置の段階における託置の利用も、およそ2つのやり方がある¹⁴。

一つは、モジュールとして託置が決定される場合である（第L.112-14条）。判決裁判所（少年係判事または少年裁判所）が、モジュールとして託置を言い渡す場合には、その実施が義務付けられることになる。ただし、社会内処遇を中心としつつ、必要が生じた場合に、迅速に託置が実施できるよ、念のためにモジュールとしての託置が事前に言い渡されている場合もあることがUEMOで語られた。この場合には、最終的に、託置が実施されないこともあるとのことである。当然、措置が修整される結果として、後から、モジュールとして託置が裁判官により命じられる場合もある。

もう一つは、モジュールとしてではなく、託置が命じられる場合である。教育的措置として社会内処遇が実施されている中で、UEMOが託置の必要性を認めた際に、少年と託置の可能性について相談したのち、裁判官に改めて託置を命令してもらい、実施する場合がある。

加えて、少年が、刑罰として拘禁刑を言い渡された場合に、拘禁代替として託置が刑罰の修整手続きを経て実施される場合、および、刑罰執行施設から出所する際に、託置が利用される場合もある。

託置をUEMOが必要と考える場合として、家族の問題および地域からの隔離の必要性という2つが指摘された。家に帰れないなど、家族上の問題を抱えている少年がいる場合や、集団抗争のために地域から少年を隔離し、少年一人一人が自分に向き合うようになる環境を作るといったことが、託置の必要性を感じる要因であるとのことであった。

託置先としては、Foyerと呼ばれる開放型居住施設、強化型教育セン

14 例外的に、要保護児童として、緊急的に、児童福祉機関（L'Aide Sociale à L'Enfance : ASE）へ託置する場合がある。この場合には、ASEとの事前の交渉が必要になるが、困難が生じる場合も多い。また、執行猶予の賦課事項として託置が利用される場合もある。

ター(CER) および閉鎖型教育センター(CEF) という施設のほかに、親族や里親といった社会内での資源がある。託置先自体は、少年の要望や社会復帰の必要性などに照らして適宜変更されているようである。例えば、最初に親族へ託置されたが、自身の家族と離れすぎていて本人が寂しく不安定になったことを理由に、家族の近くのCERに託置先を変更した。しかし、当該少年は、CERへの変更を制裁的に受け止めてしまったので、さらに、Foyerに託置先を変更し、ようやく少年が安定したといった経験が語られた。このように、託置場所の変更が、少年からは、厳しい措置への変更として制裁的にとらえられてしまう場合もあるが、エデュカトールとしては、措置の一つの段階にしかすぎず、制裁的に変更するといった意図は持っていないとのことであった。

訪問に際して、エデュカトールの1人が担当した少年が、QMでの拘禁刑を執行されていた際の具体的な話も聞くことができた。当該少年は、家族が面会にやってこない状況にあり、UEMOの担当エデュカトールが外部との唯一のつながりとなっていた。また、刑務官とは関係が作れないがゆえに、担当エデュカトールとしか話せず、その意味でも、関係性の維持が重要となっていた。担当エデュカトールと少年は、収容に対する不安について話し合うとともに、拘禁から出た後にどうするのかについても相談し決めていく。また、不安が大きい場合には、UEMOの心理士も同行し、相談にのったとのことであった¹⁵。

託置の課題

しかし、PJJ自身、託置の課題も把握している。まず、託置により、少年が孤立や孤独感を増し、結果的に、不安定になってしまうこともある。

15 逆の場合もあるとのことである。例えば、拘禁下で、家族が面会に頻繁に来ることで、少年自身の反省が進まない場合に、少年や家族に面会するの、UEMOのエデュカトールや心理士の役目であるとのことであった。

もちろん、エデュカトゥールは託置が少年のためになるのかを考え託置を選択するが、少年の不安が勝り、マリファナの使用回数が増えてしまったなどの新たな問題が生じることもある。

次に、少年のニーズに適した託置先が空いていないという場合もある。この場合には、少年のニーズに適合しないがゆえに、処遇自体が失敗する場合もある。

最後に、裁判官が再非行防止を目的に託置命令を多く出してしまうということもある。エデュカトゥールは、託置が少年のためになるかどうかという観点から託置の是非をとらえているのに対して、裁判官は再非行の防止の観点から託置を利用しようとする点で異なる。裁判官が託置命令を多く出すことにより、託置先が確保できないという問題にもつながっているとのことであった。また、メディアなどで少年の集団抗争が取りあげられたりすると、裁判官の判断が社会内処遇から託置へと変わってしまうこともあるとのことである。また、テロ犯罪についてはFoyerでの引受けはできないため託置が提案しづらいという課題も指摘された。

刑罰修正の結果としての託置

刑罰修正の結果として、託置が決定される場合も多いとのことであった。刑罰の修正は、少年、少年の弁護士、エデュカトゥールから行われることもあり、裁判官も、刑罰の修正の提案と決定を織り込んで、拘禁刑を言い渡すこともある。刑罰の修正手続をはさむことで、UEMOによる事前の準備ができるというメリットも語られた。対して、仮に、少年が手続き中に18歳を超えてしまうと、PJJから保護観察所（Services pénitentiaires d'insertion et de probation：以下SPIPとする）に管轄が移ってしまう。そこで、あえて、刑罰の修正を断り、拘禁刑に付してもらいながら、拘禁中から21歳まで、UEMOが支援を継続するということが検討される場合もあるとのことであった。とはいえ、少年が社会内にいるからこそ、家族

について調査や関係修復が可能となるなどのメリット多く、PJJの管轄する施設での託置であれば、より関係も作りやすいうえ、交流や外出も行いやすい。反面、拘禁刑になると少年がナーバスになりUEMOの働きかけ自体がうまくいかない場合もでてくるので、なるべく、社会内での処遇に切り替えたいと考えていると語られた。この際、託置先の施設と少年との関係がうまく作れない場合には、UEMOが間に入り調整を図ることもあるとのことである。

STEMOと託置先との関係性

PJJは、少年を危険な存在とみているのではなく、再非行のリスクをとってでも、少年は支援すべき対象であると考えていると、PJJの理念が語られた。CJPM制定後も、保護優先の原則は維持されているというのが、現場での共通認識として強調された。そのうえで、STEMO（及びUEMO）では、少年との関係を作ること、他の施設との関係を作り託置を円滑に進めていくことなどを担っている。他方で、EPMやQMでは、パリとの物理的距離があり、関係が作りにくく交流しにくいとの課題も指摘された。国立少年司法保護学院（École nationale de protection judiciaire de la jeunesse : ENPJJ）の研修などを通じて交流する程度の接触しかないとのことであった。

（大貝 葵）



③ Salomon de Caus集団居住教育ユニット（Unité Educative d'Hébergement Collectif : UEHC）（8月26日）

PRÉVOST氏と共に、Salomon de Caus集団居住教育ユニットを訪問した。PJJ Paris地域局が管轄するこのユニットは、生活場所を必要とする少年を受け入れる開放施設（Foyer）である。

施設長のTAIL氏の案内により、施設内を見学し、同氏から施設の概要説明を受けた後、質疑応答を行った。概要説明に際し、司法省が入所者向けに作成したリーフレット¹⁶が配布された。

以下では、TAIL氏の情報提供により明らかになった点を示す。

16 Ministère de la justice, Livret d'accueil, UEHC Salomon de Caus. なお、本リーフレットを翻訳したものとして、フランス刑事立法研究会（訳）「Salomon de Caus集団居住教育ユニット」法政研究92巻4号（2026年）633頁以下。

人的体制

収容人数は少年12名で、これに里親6名が加わる。本施設には、エデュカトゥール15名と、管理人、調理師、心理師等6名の計21名がいる。3交代制で、エデュカトゥールが24時間、常駐している。

対象少年

全ての少年が刑事手続の決定に基づいてここに来るが、終局判断前の場合もある。本施設は、家庭には戻れない少年が生活する場所として位置づけられる。滞在期間は、6か月が一応の目安だが、21歳まで延長が可能である。

少年の生活

この施設で生活している少年には、基本的に自由の制限がない。但し、門限はあり、夜間は外出できない。もっとも、司法統制処分 (contrôle judiciaire) に付されている少年には、遵守事項がある。

外部との連携 (医療、心理、スポーツなど) が図られ、就学に関しては、Foyerから通学することが基本とされている。少年の通学していた学校が遠方にある場合、新たな通学先を準備することもある。

Foyerの目標・目的

託置される少年の犯罪傾向はそれほど進んでおらず、再犯リスクを下げ、家庭に戻ることが目標である。そのため、少年の抱えている問題 (薬物依存、家族関係、教育不足など) を発見し、それらに対処することが重要な目的となる。

CEFとの関係

CEFでうまくいった少年がFoyerへ来ることもあれば、逆に、Foyerで

うまくいかずCEFに行くこともある。もっとも、CEFに空きがなくFoyerにとどまる場合や、Foyerに空きがなくCEFで待機する場合もある。

いずれにしても、Foyerへの託置においては、教育可能性が1つのキーワードとなる。託置において、教育的限界が見えてきた場合、託置を断ることもありうる。例えば、発達遅滞、アディクション、ネグレクト、就学不十分などから、中・長期的な精神的支援が難しいと感じる少年もいれば、心理士の介入に効果が出ない少年もいる。その際には、STEMOと相談の上、少年係判事に託置命令の取消を求めることになる。

問題を抱えた少年への対応

託置された少年の多くはルールの遵守が苦手であり、例えば、門限が破られることもしばしばである。Foyerでは、まず、ルールを守るということに慣れてもらう必要がある。少年は、この施設で何が許容され、何が禁止されるのかを認識しなければならない。

(井上宜裕)

④ 少年司法の歴史と現場をつなぐ「サヴィニー青少年司法保護局複合施設」：フランス少年司法博物館・閉鎖型教育施設（8月27日）

本稿は、「青少年司法保護局」(Protection Judiciaire de la Jeunesse : 以下、PJJ)の実践および制度運用に関する調査研究の一環として実施した現地視察(2025年8月27日、Savigny-sur-OrgeのPJJ複合施設)の報告である。当日はパリ北部STEMOの長であるPRÉVOST氏に同行いただき、移動および施設案内に関する支援を受けた。

Savigny-sur-Orgeの複合施設には、三つの装置が同一敷地内に併設されている。具体的には、「フランス少年司法博物館(歴史展示館)」、「閉鎖型教育施設」であるCEF、および「日中活動ユニット」(Unité éducative

d'activités de jour（以下、UEAJ）の一環として機能する二つの教育支援機関である¹⁷。三施設は地理的に隣接し、少年の司法処遇において相補的役割を担う一方で、目的・運用・支援形態には明確な差異がある。

本稿では、当日の視察内容のうち、博物館とCEFを主たる対象とし、観察記録および簡単な分析を提示する。UEAJは当日休館で概要説明にとどまったため、本稿では細かく触れないこととする¹⁸。

最後に、本視察を踏まえ、少年の処遇過程において、様々な措置がどのように接続・連携し得るかを簡潔に検討する。今回、私たちが博物館を訪問していた際、同敷地内に併設されたCEFに入所中の少年が、社会内処遇として位置付けられる「修復モジュール」の一環として博物館見学に同席していた。これは、社会内処遇と閉鎖的介入が、措置間の移行や組合せを通じて接続され得ることを示す事例であると考ええる。結びではこの点を手がかりに、「司法上の教育的措置」¹⁹（Mesures éducatives judiciaires（以下、MEJ））のモジュール化に象徴されるように、2021年に成立した「少年刑事司法法典」（CJPM）の中心課題の一つである「措置間の接続の明確化」に触れる。

1. サヴィニー複合施設訪問の概要

Savigny-sur-Orgeに所在するPJJ複合施設は、戦後以降一貫して少年司法関連施設として利用されてきた点で、制度史上特異な位置を占める。同

17 自動車補修訓練や飲食・レストラン関連の訓練活動などを通じて、少年の職業技能習得を目的とするUEAJの一形態である。

18 翌日（8月28日）の午前にはパリ市内のUEAJ関連機関を参観した。当該系統の機関については、本研究ノート所収の大貝報告を参照することができる。

19 CJPMは、司法上の教育措置を、制裁言渡し前の「司法上の一時的教育措置」（MEJP）と、最終的制裁としての「司法上の教育措置」（MEJ）に区分している。「二段階審理」（césure）の枠組みでは、MEJPは教育的試行期間を含む制裁判断前に用いられ得る。なお、二段階審理とモジュール化の関係は本稿の最後に簡単に述べる。

敷地はもともと、14世紀以来の大規模農業施設である「シャンパーニュ農場」(Ferme de Champagne)であったが、戦後、1945年オルドナンスに象徴される総合的改革の流れの中で国が取得し、「観護教育局」²⁰(Éducation surveillée) 所管の「閉鎖型少年観察施設」(Centre d'Observation de l'Éducation Surveillée) として転用された。同施設は、判決前に少年係裁判官が判断材料を得るための観察を主目的としていた。

1970年代以降、社会内観察の実験が進む中で、当施設は閉鎖型観察施設としての役割を終え、少年裁判所の判決に基づく継続的な教育的介入を担う施設へと再定位された。1970年代半ばには、判決後の長期的教育的処遇を担う半閉鎖的施設が運用され、1970年代後半以降、閉鎖型少年教育施設の段階的廃止と並行して、2000年代までに非閉鎖型介入を担う「教育的介入センター」(Centre d'action éducative) 中心の体制へ再編された。

しかし1990年代以降の厳罰化傾向を背景に、「司法のための指針と計画に関する2002年9月9日法律」(la loi d'orientation et de programmation pour la justice du 9 septembre 2002) により、未成年者を対象とする閉鎖型の教育施設が再導入された。現在、Savigny-sur-Orgeの複合施設には、教育的介入センターの系譜に位置づけられる二つのUEAJに加え、旧観察施設の建物を活用した少年司法博物館、さらに国内56施設の一つにあたるCEFが併設されている。

2. フランス少年司法博物館に見る制度史

本視察は三段階で実施した。午前、PRÉVOST氏の説明を受けつつ敷地を概観し、続いてフランス少年司法博物館を参観した。午後、CEFを視察した。

上述した通り、本敷地は観護教育局成立直後から少年司法関連施設とし

20 なお、「Éducation surveillée」は、現在のPJJの旧称であり、1990年2月21日付デクレ(décret n° 90-166)により改称が行われた。

て用いられ、制度の近代化とともに展開してきたため、少年司法史上重要である。敷地規模も背景に、2001年、旧観察施設の建物は博物館として転用された。

博物館の運営仕組みと目的

制度的に本博物館は、PJJにより運営され、少年司法行政の内部に位置づけられている。2009年以降は、PJJの職員の養成を担うENPJJとの結びつきが強まり、PJJにおけるエデュカトールの養成・継続研修の教育資源としても活用されている。したがって本博物館は、対外的な歴史発信に加え、専門職内部の制度的自己省察の場としても機能する。

こうした制度的位置づけを踏まえ、本博物館は複数の利用形態をもつ。第一に、学校・大学や一般市民の見学を受け入れ、少年司法への社会的理解を促進する。第二に、PJJの社会内処遇の一環として実施される修復モジュールにおいて、少年が訪問する教育的プログラムとして用いられる。第三に、資料・記録の保存管理を担うアーカイブ機能を有し、研究者・実務家にとっての資料資源でもある。

「シャンパーニュ農場」資料展示、プティット・ロケット独房の再現、映像資料の上映および旧観察施設独房の再編

以下では、博物館視察の進行に沿って内容を分析的に整理する。参観は案内付きで実施され、案内はENPJJに所属するエデュカトールBRIÈRE氏が担当した。前述の通り、当日はPJJの措置の一環として来館した少年数名も参加していた。あわせて、BRIÈRE氏の問いかけ、少年の応答、同行エデュカトールの補助的介入、歴史的・制度的文脈の補足といった対話的やり取りが、各場面でどのように教育的媒介として機能していたかにも触れる。

参観はまず、現在のPJJ複合施設が立地する「シャンパーニュ農場」の

歴史に関する資料展示から始まり、写真、史料、解説パネルを通じて、同地が中世以来の農業施設であったこと、ならびに第二次世界大戦後に観護教育局の下で少年観察施設として転用された経緯が示された。このセッションでもBRIÈRE氏は、提示された史料や写真を手がかりに少年たちへ問いを投げかけ、少年たちの発言を受けて敷地利用の変遷や制度的背景を補足する形で説明を進めていた。

続いて、19世紀に設立された「パリのプティット・ロケット監獄」(Prison de la petite Roquette)に関する展示が行われた。説明は当時の独房を再現した空間の中でなされ、来館者は内部に入ること、狭さ、採光の乏しさ、閉塞性を身体的に体感できる構成であった。扉の開閉・施錠に用いられた実物の錠前も示され、金属音を含めて拘禁空間の緊張感が強調されていた。ここでもBRIÈRE氏は体験された空間を議論の起点とし、少年の受け止め方を確認しつつ、同監獄が当初は未成年者を成人刑務所から分離する改革的意図で設立された一方、運営上の困難や秩序維持への不安を背景に、厳格な規律体制へ移行したことを説明した。常時監視、沈黙の義務、交流制限、番号管理、視線を交わさない集団祈祷などが紹介される際には、少年の応答に応じて補足が加えられ、教育的理念と統制的実践の緊張関係が具体化された。少年が驚きや戸惑いを示す場面もあり、BRIÈRE氏はその反応を受けて制度的文脈を補足しながら説明を進めていた。

次に、映像資料を用いた展示により、未成年者処遇をめぐる暴力の問題が取り上げられた。映像は、少年間暴力に加え、拘禁環境や懲戒的实践に伴う制度的暴力にも焦点を当てていた。ここでは、BRIÈRE氏の問いかけ、少年の応答、同行エデュカトゥールの補足という形で対話が展開された。少年が驚きや違和感を示す場面もあり、BRIÈRE氏は制度的背景や処遇観の変遷を補いながら、現在の実践との接続を意識させる問いを重ねていた。これらの資料を手がかりに、暴力が歴史的にいかん正当化され、また問題

化されてきたのかが対話的に検討された。

視察後半では、旧観察施設の独房を再編し、テーマ別展示空間として活用する区域へ移動した。各独房には行政文書、評価資料、内部報告書、通信記録などが配置され、観察・評価・意思決定が官僚の手続きの中でどのように遂行されてきたかが具体的に示されていた。独房という空間を保持したまま史料を提示する構成は、制度史と場所性を結び付け、過去の処遇実践を身体感覚を伴って想起させる効果をもつ。参観の最後には質疑応答が行われ、少年の問いや感想を手がかりに内容が整理された。

少年を対象とした修復的働きかけとしての博物館訪問

観察者として本参観を通じて印象的であったのは、歴史的説明が単なる過去の紹介にとどまらず、少年司法がいかにして現在のように「教育」と「保護」を中心に据える制度へと到達したのかを理解させるよう構成されていた点である。とりわけ、過去の制度における暴力的・拘禁的实践に触れた際、少年たちがそれらを「うまく機能していないもの」「意味の乏しいもの」と結び付けて受け止める場面が見られた。しかし、そうした反応自体が教育的介入の糸口となり、エデュカトールは現行の実践の意義を言語化しながら、少年たちが自らの受けている措置との関係の中でその意味を捉え直すための視点を与えていたように思われる。したがって本参観は、少年に自己の行為を直接省察させるというよりも、制度の変遷を手がかりに、少年司法における「教育」「保護」および措置の趣旨を可視化し、現在の介入の意味を理解させるための装置として機能していた。

少年非行に対する介入の歴史を手がかりとして、少年が自らの非行と規範・司法的介入との関係を間接的に捉え直し、行為の意味や他者への影響について反省的に考える契機となり得る。とりわけ本参観は、修復モジュールが目的の一つとして掲げる「間接的な修復」、すなわち被害者との直接的接触を伴わずに、行為の受け止め直しや社会への再接続を促す働

きかけの一環として位置づけることができる。さらに、このような働きかけは、修復の文脈において当事者間のメディエーションへと接続し得る前提として理解できる点で、修復モジュールにおける本参観の位置づけも明確になる²¹。



3. Savigny-sur-Orge CEF視察の記録

本節では、まず視察の進行に沿って施設内の動線と空間配置を記述し、次に聴取した説明に基づき、CEFの運営や対外連携などを整理する。

3.1. 視察の流れと空間観察

Savigny-sur-Orge CEFの視察は、施設内の各空間を順に巡りながら実施された。案内は主に施設長であるGALLOIS氏が担当し、必要に応じて教育職・専門職の職員も加わり、各自の担当領域を説明した。視察時、少年の多くはエデュカトゥールに付き添われて施設外活動に出ており、施設内にはほとんどいなかった。ただし終盤に、2名が帰所する場面を確認し

21 修復における間接的働きかけの位置づけ、および当事者間メディエーションとの関係については、*Code de la justice pénale des mineurs – Annoté et commenté*(2024年版、Daloz), pp.51-52を参照。

た。

受入れおよび食堂での初期説明

本視察は、CEFの食堂での昼食から開始された。ここで施設長を中心に、施設概要の初期説明が行われた。施設長は、CEFへの送致が少年裁判所の決定に基づくこと、また他の教育措置より強い制約下で執行される収容代替措置であることを強調した。あわせて、日常運営に関与する職員体制や、PJJの他機関、特に社会内処遇部との連携についても説明があった。当日同行したPRÉVOST氏は、調査旅行における他の参観先（既訪・予定）との関係を踏まえて補足した。なお、夏季休暇期で一部職員が不在となるなど、時期が運営体制に影響する点も示された。

エデュカトゥール室と日課編成

視察は続いてエデュカトゥール室へ移り、同室はCEFの日常運営における中核的空間として位置づけられていることが示された。職員によれば、各少年の週間スケジュールは同室で作成・管理され、教育的活動、学習、スポーツ等を軸に日課が編成されている。また、施設運用上の規則として、9時から17時の間、少年たちは原則として自室に留まることができないことが確認された。活動が予定されていない時間帯には、エデュカトゥール室で時間を過ごすことが少なくないと説明があった。職員は、この運用が、1階に共用の生活空間の不在とも関係しており、実務上、エデュカトゥール室が日中の「滞留」や空白時間を受け止める機能もしていると説明をした。

管理・業務を担う非公開空間

その後、一行は少年たちが自由に立ち入ることのできない業務エリアへ移動し、そこには施設長室や中間管理職の執務室、ならびに心理士の執務（龍法 '26）59-1, 124（124）

室が含まれていた。これらの空間への立ち入りを通じて、そこで担われる調整・運営・支援の機能、ならびに職員間の役割分担について言及することができた。案内は当初施設長が行い、その後は関係職員が来訪者の質問に応じつつ、それぞれの業務内容を説明した。

少年たちの居室

視察は居室のある2階へと進み、うち一室が見学対象として提示された。説明では、当該空間が就寝・休息の場であると同時に、気持ちを落ち着けるための退避や、個別の時間を確保する場として位置づけられている点が確認された。見学した居室は比較的広い一方、設備は簡素で、空調はなく扇風機のみであったため、とりわけ夏季には生活環境として厳しさが増すことが示唆された。また、廊下や居室付近では、ライターの使用によるものとみられる焦げ跡などの損耗が一部に確認され、ときに緊張や摩擦を伴うことを想起させた。

地下階の活動空間

視察終盤は、地下階に配置された諸室の見学に充てられた。一行は、スポーツ活動、遊戯（ボードゲーム、卓球台、漫画などが置かれた部屋）、学習指導、ならびにエデュカトゥールの会議等に用いられる空間を順に確認した。スポーツ担当エデュカトゥールからは、集団・個別セッションの構成と、少年が比較的自由に運動できる機会について説明があった。あわせて、設備の利用状況は在所者の構成やグループの力学に左右され、時期によって活発さに差が出る点も示された。

また複数の職員は、当該建物が当初からCEFとして設計されたものではなく既存施設の転用である点を指摘し、その制約が空間配置や一部諸室の多目的化に表れていると述べた。施設長は、共用生活空間の整備や各室の機能再配分を含む改修計画に言及し、処遇環境の改善を図る意向を示し

た。

3.2. CEFの運営と対内・対外調整

施設内の動線に沿った見学に加え、職員との意見交換を通じて、CEFの内部運営、教育的実践の組織化、ならびにPJJの他部門、とりわけ社会内処遇部に関わる関係者との連携のあり方について、いくつかの点が明確になった。

収容定員と職員構成

視察したCEFの受入れ定員は最大12名で、対象は男子に限られている。日常運営は多職種チームによって担われ、エデュカトゥール16名のほか、施設責任者1名、教員1名、看護師1名、心理士1名、さらに調理担当2名と、建物管理・庶務を担う職員などの後方支援スタッフが配置されている。施設長はまた、夏季休暇期には一時的な欠員が生じ得るため、勤務編成に実質的な影響が及ぶ点を指摘した。

教育・スポーツ・学習活動

職員は、処遇における時間編成の重要性を強調し、少年には活動中心の週間スケジュールが付与され、それに従うことが求められると述べた。スポーツ活動はCEF運営の中でも重要な位置を占め、スポーツ担当エデュカトゥールの下で週2回、集団または個別セッションが実施され、1回あたり約3時間に及ぶ。状況に応じて補足的な個別指導が行われるほか、一定の設備を比較的自由に利用できる場合もある。なお設備利用の度合いは在所者の構成に左右され、時期により活発さに差があることが確認された。

学習面については、教員1名が配置され、少年のレベルに配慮しつつ個別対応で指導する体制がとられていると説明された。ただし視察当日は学校休暇期で当該教員は不在であり、多くの少年が学習面で大きな遅れを抱

えている点が強調された。

健康管理と心理支援

健康面では看護師が配置され、初期対応（軽微な負傷への処置、健康相談、経過確認）を担う。医療的処置が必要な場合は提携医療機関を受診し、費用は月単位で取りまとめて処理されると説明された。

心理面では心理士の関与が個別支援の中核とされ、面接は多くの場合 1 対 1 で行われる。エデュカトゥールが枠組み・規律・日課編成を主に担うのに対し、心理士の面接は別種の語りの場として位置づけられていた。相談は少年の自発的来室による場合もあれば、心理士が居室の扉をノックして声をかけるなど、外側から接点を作る場合もある。

守秘については、エデュカトゥールや司法当局と共有し得る内容は事前に本人同意を得るのが原則である一方、重要と判断される事項は裁判官に直接報告され得る旨も示された。さらに心理士は、少年の特性や関わり方についてエデュカトゥールに助言するなど、間接的支援も担っている。

内部の会議体制とケースフォロー

CEFの運営は、内部の調整・協議の時間にも支えられている。説明によれば、ケース・カンファレンスに相当する会議は週 1 回程度実施される。運営会議などはより間隔をあけて開催され、職員間の情報共有の場についても言及があったが、頻度は必ずしも一様ではないとされた。これらの会議は、裁判官等の司法当局に提出される経過報告書を含む記録・文書作成に結びつき、CEF滞在期間に限られない教育的経過の継続性を担保する役割も果たしている。

STEMOとの連携

STEMOとの連携は、処遇を支える構造的要素として位置づけられてい

る。職員によれば、STEMOの「担当エデュカトゥール」(éducateur référent)は概ね1～2か月に1回来訪するほか、電話等を通じた情報共有も継続的に行われている。さらに、少年の入所時を中心に、活動内容や教育的プロジェクトを定める協議がSTEMOと共同で実施されるという。退所が近づくと、施設外の受入れ先や支援の引継ぎ先の確保に調整の重点が移り、退所後も追跡的関与が途切れないよう継続性の確保が図られている。

むすびに代えて：諸措置の接続と相補性—收容措置と社会内処遇に位置付けられる修復モジュールの連続性を一つの例として

2021年に施行されたCJPMは、複数の改革目的のもとに制定されたが、総括すれば、散在していた規定の整理・統合による法典化と、手続と教育的介入の流れの合理化という二つの軸が交差する改革として捉えられる²²。とりわけ審理手続の「二段階化」(césure)や介入の再構造化は、制度側と少年双方にとって処遇過程の一貫性と可読性を高めるものとして構想された。

非行をした少年に対する介入の再構造化はMEJのモジュール化により象徴されていると考えられる。そのモジュール化はまず審理手続の「二段階化」との関係で理解すべきである。すなわち、手続の時間と教育的介入

22 CJPM制定に際しては、①手続の簡素化、②判断の迅速化、③制裁言渡し前段階における教育的介入の強化、④被害者の位置づけの改善が目的として明示され、あわせて分散規定の整理・体系化(法典化)も主要な狙いとされた。出典は以下を参照：

「2018年から2022年までの計画及び司法改革に関する2019年3月23日の法律」第93条(article 93 de la Loi du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme pour la justice)：

https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000038262714

「2019年オルドナンスに関する共和国大統領への報告書」(Rapport au Président concernant l'Ordonnance du 11 septembre 2019)：

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000039085097/>

の時間を接続しやすい形に整理し、修復、社会復帰、健康等の目的を段階的に明確化することで、少年の経過に沿った介入を組み立てやすくする発想として説明されている。ここで重要なのは、モジュール化が単なる分類には留まらず、目的を可視化しつつ介入内容を調整可能な枠組みとして示し、処遇課程に「見通し」と「意味」を与える点にある。この点は、立法過程ではすでに説明されているものである²³。

以上を踏まえると、Savigny-sur-Orgeの複合施設は、制度の「接続」を観察するうえで示唆的である。同一敷地内に、社会内処遇に位置づけられる修復モジュールの一環として活用される少年司法博物館と、比較的強い制約を伴うCEFが併存している点は、社会内処遇の働きかけと閉鎖的措置が、同一の処遇過程の中でどのように接続され得るのかを具体的に考察する手がかりとなる。実際、博物館参観の場面で、CEF入所中の少年が修復モジュールの一環として参加していたことは、その接続のあり方を示す場面であった。

現場の説明によれば、CEFでの滞在は「孤立した閉鎖」ではなく、社会内処遇との連携を貫く「フィル・ルージュ」(fil rouge)の中に位置づけられていた。PRÉVOST氏ならびにCEF職員は、STEMOとの調整・情報共有、退所準備、より制約の弱い枠組みへの引継ぎを強調し、CEFを処遇過程の連鎖の一局面として説明していた。ここには、閉鎖的措置でありながら社会内処遇を見通しとして接続し続けようとする志向が読み取れる。

今後は、CEFにとどめず、少なくとも一時的教育措置(MEJP)の枠内においては修復等の社会内処遇モジュールとの接続が理論上あり得るこ

23 当時は「モジュール」という用語自体はなお一般化していなかったが、「2019年オールドナンスに関する共和国大統領への報告書」では、二段階審理を、処遇の連続性を確保し(措置の「断片化」を避ける)、経過に応じて措置を変更・解除し得る枠組みとして説明している。

と²⁴、また少年の拘禁下においてもPJJによる連続的な教育的介入が社会内処遇との連続性の下で確保されるべきこと²⁵を踏まえ、「少年行刑施設」(EPM)や刑務所の少年区(QM)において、PJJのエデュカトールがいかに社会内処遇への連携を構想・実践しているのかを検討する価値がある。

(Harrass Driss)



24 CJPMは、制裁言渡し前の段階において、司法上の教育措置を「司法上の一時的教育措置(MEJP)」として命じ得ることを予定しており、手続のいかなる段階においても(制裁言渡し前に限り)これを命じ得る。MEJPの内容は、同法典が列挙する各モジュール(修復モジュールを含む)により構成され、当該モジュールは必要に応じて代替的または累積的に組み合わせて実施し得る枠組みが置かれている。

L.323-1条(MEJPは制裁言渡し前の全段階で可能性について)および L.112-2条(モジュールの列挙)を参照:

L.323-1条

https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000049571645/2024-05-23

L.112-2条

https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000049571645/2024-05-23

⑤ 「社会復帰のための地域機関（Un Service Territorial Éducatif et d'Insertion : STEI）（8月28日）」

社会内処遇の中でも、社会復帰に関する活動を引受ける機関であるSTEI²⁶を訪問した。当日は、STEI長であるARCHICH氏をはじめ、各ユニット長および身元引受のない少年（Mineurs Non Accompagnés：以下MNAとする）専用のSTEMOの長も同席していただき、お話を伺うとともに、施設を見学させてもらった。

訪問したパリのSTEIは、Fontaine au Roi とRépubliqueという2つの日中活動ユニット（UEAJ）から構成されている。UEAJは、少年たちとともに日中に行う活動を展開し支援するユニットである。パリのUEAJは、同じ建物の中で、2つのユニットが活動を行っている²⁷。

UEAJの関与

UEAJには、Foyerで生活している少年も、在宅での処遇を受けている少年も通ってくる。UEAJに少年がやってくるルートは主に2つある。一つは、一時的教育的措置（MEJP）、終局的措置としての教育的措置（MEJ）として、STEMOからのUEAJに少年が依託されるルートである。

↘ TI000049571651/2024-05-23

25 この点は、「フランス権利擁護官」（Défenseur des droits）も、マルセイユ＝ラ・ヴァランティエヌ少年刑事施設に関する調査に基づく2025年11月14日付決定（Décision n° 2025-204）において、拘禁下の未成年者でもPJJによる継続的・個別化された教育的介入が社会内処遇の働きかけと連続して実施されるべきことを強調している（p.8）。なお同決定は、社会内処遇の担当エデュカトゥールとの面談の実施に支障が生じた旨を報告しており、拘禁下における連携確保の改善が課題であることを示している（p.23）。

https://juridique.defenseurdesdroits.fr/doc_num.php?explnum_id=22977

26 D.241-10 2° cでは、STEIがPJJの公的部局の機関であることが定められている。

27 CJPMにおける日中活動の位置づけや、PJJの社会復帰支援の展開、UEAJの組織的構造などについては、大貝葵「非行のある少年のための就労支援」法学雑誌72（3・4）（2026）53-56頁を参照。

MEJPまたはMEJが裁判官により決定された場合、その実施は、STEMOに付託される。STEMOが、少年に必要な働きかけを検討し、必要に応じて、UEAJに少年を依託することになる。例えば、少年が託置になり、Foyerで生活している場合でも、Foyerから少年がUEAJに通ってくることもある。この場合もSTEMOが基本的には、少年のすべての処遇に携わっている。

もう一つは、社会復帰モジュールとしてUEAJの活動に参加することが、裁判官により命じられる場合である。モジュールとしてUEAJに通うことが決まった場合には、UEAJにおいて処遇が行われることが義務付けられる。ただし、この場合も、STEMOが、少年を担当し、STEMOとUEAJとが協力して少年の処遇を展開することに変わりはない。

UEAJに来る少年たちは、STEMOの社会内処遇の一環としての就労や社会復帰支援よりは、より集中的な支援を要する少年たちである。例えば、フランス国籍を有しているが不登校で中学校にさえ行けていなかった16歳から21歳までの少年や、16歳から18歳までのMNAが主な対象となる。

UEAJの活動

パリのUEAJでの活動目標は、リズムある生活を取り戻すこと、働くこと、訓練という3つであるとのことであった。特に、UEAJでは、職業に就かせることを直接の目的としているわけではなく、少年を一般法上の支援や職業訓練へと橋渡しをしていくための準備活動が行われている。

2つのUEAJの定員は合計で70名であり、聞き取り調査時は、Fontaine au Roiで40名強、Republicで30名弱うけ入れているとのことであった。理論上は35名ずつ受入れも可能であるが、それぞれのアクティビティーの性質などに照らして、それぞれのUEAJに定員が割り振られているようである。2つのUEAJで、年間延べ200名の少年をフォローしている。

ここでの活動に参加すると、少年隊は、16歳から18歳までは200ユーロ/

月（週30時間）、18歳から21歳までが500ユーロ/月（週30時間）の報酬を受け取ることができる。これは、労働法上の職業訓練研修生としての身分が保証されている（労働法L.6442-1）ためである。16歳までは報酬を現金で手渡しすることも可能であるが、16歳以降は、銀行への振込によらなければならないため、フランス国籍の身分が取得できなかったMNAは事実上報酬を受け取ることができないとのことである。

Fontaine au Roiのプログラム

Fontaine au Roiでは、エデュカトゥール5名、教師2名が常駐し、4つのプログラムが展開されている²⁸。料理プログラム、職業プログラム、フランス語修得プログラム、MNA専用の受入れプログラムである。

料理プログラムでは、国家資格の取得が目指されている。シェフと教育担当者とエデュカトゥールが付添う。実際に調理実習も行えるよう、ParisのUEAJには大きなキッチンもあった。国家資格取得のための試験は、Parisのユニットで受験することができる。ここでは、エデュカトゥールは、授業に立ち会いながら、少年をフォローしていく。国家資格が取れるが、その取得が最終目的ではなく、少年が自分のやりたいことを見つけていくということが重要であると考えられている。少年たちも、資格が取得できた後、すぐに働く者もいれば、さらに上の資格を目指す者もいる。ただし、MNAは、最終試験の要件となる住所がないことも多く、プログラムを受けること自体や受験自体にハードルがあることが多いとのことである。

職業プログラムでは、UEMOが担当している少年も、UEHCなどのFoyerから通ってくる少年も対象となる。住所があることがプログラム受

28 聞き取り調査時にはプログラムではなく、モジュールと呼ばれていたが、CJPM上のモジュールとは異なる意味で使用している。ここでは、CJPM上のモジュールと明確に区別するためにプログラムと表記する。

講の要件のようである。すでに何かしたいことや就きたい職業がある少年については、それを具体化していく支援がなされる。

他方で、何をしたいが決まっていない少年については、一緒にそれを探す支援が展開される。具体的には、その職業までの計画を立て、一般法上の研修があるかどうかを探す。また、履歴書や書類の書き方も教えていく。エデュカトゥールがマンツーマンで少年につき、職業説明会や外部で開催される職業訓練などにも参加していく。

また、ParisのUEAJには、美容室があり、美容師の技術も学ぶことができる。7週間の訓練を受けて、技術を取得する。終了後には美容師として必要になるキットが贈られる。少年たちは、友達の髪をカットしお小遣いを稼ぎながら生活を安定させていく道を探るとのことである。職業訓練支援を目的としたこのプログラムの目的は、社会にはいろいろな職業があることを知り、普通の社会に入ることである。

フランス語教育のプログラムでは、フランス語を母語としていないMNAはもちろんに、中学校に行けずフランス語の取得が十分でない少年などが対象となる。教師がUEAJに来て、少年個人のレベルに合わせて指導がなされる。MNAは、フランス語が取得できれば、身分証の獲得に近づく。身分証を取得し、生活ができるようになることが目指される。また、MNA以外の少年は、一般法上の教育に戻るための指導としてフランス語習得が位置付けられるほか、学位の取得も目指される。

MNA専用のプログラムは、MNAの生活支援として機能している。ホームレスの少年など社会的に極めて脆弱である少年がこのプログラムの対象となる。少年はできる限り早い段階で受け入れられ、Fontaine au Roiに設置されているシャワーや洗濯機が使用できる。また、食事支援として、レストランで利用できるチケットを1週間に2枚少年に渡すほか、UEAJの料理プログラムで作った食事なども少年に提供される。そのほか、テントや寝袋が渡されることもある。

これらの生活支援と並行してアクティビティーも行われている。音楽や文化的なものを取り入れているとのことである。このような生活支援とアクティビティーを並行して行い、文科省が提供するフランス語を母語としない少年のためのクラスにつなげていくための活動が行われていく。ただし、少年自体はかなり脆弱な社会基盤の中で生活している。そのため、健康診断や心理士による面談なども行われているとのことである。とくにMNAは、フランスに渡ってくる際に逆境体験を受けており、トラウマを抱えていたり、アディクションに陥っている少年も少なくないとのことである。このような少年たちへの支援が当該プログラムの中心となる。さらに、MNA専用のSTEMOと連携している。STEMOの方で、身分証取得のための書類をそろえるなどの支援を展開する。ただし、非行を行ったということが身分証取得にとってハードルとなっている。18歳までは、違法な滞在であっても強制退去させられることはないが、18歳以降になると、UEAJの支援が展開している最中でも、街中で取締りに発見されれば、強制退去させられてしまうこともある。他方で、UEAJやSTEMOは、少年と同じ母国をルーツとする独自のコミュニティに少年を預けていくこともある。

Républicのプログラム

Républicでは、ユニット長1名、専門の技術者4名、エデュカトゥール3名、事務員1名という体制でユニットが運営されている。ここでは、子どもたちと一緒にアクティビティーに参加するプログラム、スポーツ専門のプログラム、自転車修理のためのメカニックのプログラムの3つが展開されている。このユニットの全体の目的も、資格の取得とともに、外部につなげていくことであるとのことであった。

子どもたちと一緒にアクティビティーに参加するプログラムは、専門の技術者2名、アーティスト1名、文化的な指導を行う者1名、エデュカ

ツールによって進められている。UEAJの少年たちは、放課後や休日に児童を引受けてアクティビティーを展開する外部施設に行きアクティビティーの手伝いをする。週に2回ほどの頻度で参加するとのことである。加えて、少年は、夏休みの期間などを利用して、外部に研修を受けに行く。この研修には指導者が付添う。研修とアクティビティーの参加により、子どもたちの余暇活動を指導するためのBAFAという資格が取得可能となる。BAFAの資格は、最短で半年で取得できるが、UEAJにやってくる少年は、1年から1年半をかけて取得を目指していくとのことである。定員に空きがあれば、いつでもプログラムに参加できる仕組みとなっている。ただし、性犯罪や暴力犯罪で司法に来了少年は、このプログラムを受講することはできない。少年たちが、子どもたちと笑顔で活動している様子や、芸術活動に参加している様子の写真がUEAJ内に飾っており、印象的であった。

運動専門のプログラムは、1年間のクラスとしてスケジュールが組まれている。9月から12月までは、UEAJ内で研修を行い、2月からはじまるフランス政府の行うプログラムへとつなげていく。UEAJ内での研修では、フランス政府のプログラムについていけるよう、毎朝決まった時間にUEAJへ来て、勉強するという習慣を身に着けるための準備期間と考えられている。2月以降も、UEAJが政府のプログラムについていけない少年たちのフォローをしていく。基本的には高校卒業レベルの学力が必要になるが、UEAJに来る少年たちは、中学校卒業レベルであることも多いので、UEAJの支援が必須のようであった。

最後に自転車修理のためのメカニックのプログラムを見せていただいた。UEAJ内に修理のためのアトリエがあり、そこで、自転車修理のための技術を学び、資格を取得できるようになっている。アソシアシオンが来て、技術を教えてもらうとともに、資格取得のための審査もしてもらえる。中学校卒業レベルで資格が取得できることや、社会的に自転車修理のニーズが高まっていることから、少年が自活していくことにつながるプログラム

と期待されている。プログラム終了後には、自転車修理に必要なキットが少年に贈られるとのことであった。

その他のアクティビティ

このように、一定の期間に、まとまった研修やアクティビティに参加するプログラムに加えて、2つのUEAJでは、単発のアクティビティも展開している。例えば、集団および個別でのフランス語、数学、歴史などの学科指導、PJJが全国的に行う短期間のアクティビティ、地域や2つのユニット全体で行う自転車旅行などの単発のアクティビティがある。ParisのUEAJでは、これらのアクティビティへの参加をコーディネートする専門の指導員が常駐していた。そして、単発の活動には、UEAJの支援の対象ではない少年も参加することができる。

UEAJの課題

UEAJでは、新しい人材を採用することがむづかしい場合も多く、外部の組織やアソシアションとの連携により、足りない活動をカバーしている部分もあるとのことであった。

日本の就労支援のイメージとは異なり、はるかに多くのメニューが準備されており、相当な準備期間が用意されていることも印象的であった。また、UEAJでの活動で完結するのではなく、外部の職業訓練や一般法上の支援につなげるために、UEAJの活動がとらえられているところにも特徴を見出すことができる。フランスにおいても、自律していくことが極めて困難な少年がいること、そして、そのような少年をエデュカトゥールをはじめとしたスタッフが根気強く見守り、自律へとつなげている様子を垣間見ることができた。

(大貝 葵)



⑥ Paris地域局（8月29日）

最後に、Paris地域局に戻り、MEIGNAN氏、PRÉVOST氏、TAIL氏に質問できる時間を設けていただいた。フランスでは、社会内処遇をPJJにおける処遇のかなめとしてとらえており、そのために、STEMOが各社会内処遇を展開する機関と少年とをつないでいくコーディネーターの役割も果たしていた。フランスにおいて社会内処遇を展開するうえで、再犯のリスクは問題にならないのかについて質問をした。日本においては、社会内処遇を選択するかどうかや、少年を社会内へ移行していく際には、必ず再犯のリスクが問題となり、慎重な姿勢が生じる。対して、フランスでは、社会内処遇が幅広く展開されることについて、再犯リスクへの批判が社会（龍法 '26）59-1, 138（138）

や地域から指摘されないのか、また、再犯のリスクについて、PJJはどのようなスタンスで臨んでいるのかを質問した。

PJJは教育機関として、少年との信頼関係を構築するうえで、再犯リスクを考慮に入れながらも、そのリスクをとっていくことは当たり前であるとの答えであった。もちろん、少年自身の状況や再犯のリスクについては、専門家の間で話し合いがもたれ、チームで少年をフォローし観察していくことが重要である。そのうえで、本人のために、リスクをとっても大丈夫かを見極めていくとのことである。例えば、裁判官から、遵守事項が命じられていた場合、少年の行動を観察し、リスクをとってでも少年のためになるなら、遵守事項を外してもらるように裁判官に依頼することもある。ルールを守ることを自分のものとしていくことが重要であり、そのための教育を行っているとの認識であるとの話であった。ただし、ルールを自分のものにするための教育には時間が必要となり、司法上の時間的な制約とは矛盾、葛藤する場面もあるとのことであった。

また、少年による重大な再犯があった場合などは、外部監査があるものの、各機関やエデュカトゥール個人が責任を問われることはない。監査官がPJJの処遇や裁判官の対応について質問し確認をしていくものの、リスクをとって処遇を展開していたこと自体について責任を問われることはない。また、担当エデュカトゥールも、少年がなぜ再犯を行ったのか、事情や期間を精査し、新たな教育的措置の内容を検討する材料とする。エデュカトゥール自身、少年の再犯を織り込みながら少年に接しフォローしているとのことである。担当の少年係判事も、同じエデュカトゥールと少年のペアが来ることを理解しながら、手続を進めているとのことである。そこでは、再犯は、新しい教育的提案の材料とみなされており、再犯への責任が問われるということではないとのことであった。

再犯を織り込みながら、少年にとっての教育を追求していくことが可能な社会的、制度的基盤があること自体が、日本との大きな違いであり、再

犯をも織り込んで少年とエデュカトゥールとの関係性が構築されていることが印象的であった。このことを示す出来事にも遭遇した。Chateau d'eauのUEMOを訪問した際に、1人の少年がUEMOを訪ねてきていた。少年は、働く場所が見つからず困っているとの相談に来ていた。すでにその少年はUEMOの支援が終了した少年であり、UEMOが管轄を持つことができない少年であったため、直接的な支援をUEMOが行うことができないとのことであった。担当だったエデュカトゥールは、少年と一緒にコーヒーを飲みながら少年の話聞いてきたと、語ってくれた。困ったときに、担当エデュカトゥールを訪ねようと思うほどに、少年とエデュカトゥールとの信頼関係が結ばれていることが見て取れるエピソードであった。

5日間におよぶパリでの社会内処遇についての訪問につき、快く受け入れてくださった各施設に感謝したい。また、特に、これらの訪問をコーディネートし、すべての施設に付添ってくださったPRÉVOST氏には、心から感謝の意を表したい。

(大貝 葵)

【付記】本研究は、2025年度末延財団研究会助成およびJSPS科研費24K00205の成果の一部である